厚木飛行場周辺の住宅防音工事は実績のある弊社にお任せ下さい。

また防音工事は天井・壁を一旦解体しますので、耐震診断の絶好のチャンスです。エニーハウスは地域に密着し、リフォーム・防音・耐震・省エネ・介護保険住宅改修など快適な住まいづくりを皆様にご提案いたします。

・厚木基地住宅防音工事
申請から工事完了までサポート。
実績のある弊社にお任せ下さい！

・耐震診断と改修
耐震診断と改修で安心の住まいをご提案いたします。

・介護保険住宅改修
介護保険による高齢者に暮らしやすいバリアフリーリフォーム。

・省エネリフォーム
太陽光発電や省エネ設備、断熱など快適で環境にやさしい住まいをご提案。

・住まいのリフォーム
水回りや外壁、エクステリアまでご希望にきめ細かくお答えします。

・新築一戸建て
最新の技術でエコと安心の家づくりをご提案いたします。

■エニーハウスのこだわり

・地域に根ざした家づくり
施主様とのコミュニケーションを大切にし、私たちは施主様と一緒に家をつくるという気持ちで、あらゆるご希望に応えるべく努力しています。

・提案力
私どもはお客様の敷地条件を考え、予算に合わせて最適のコストパフォーマンスプランをご提案いたします。

・安心の保証体制
当社は建設工事総合補償保険に加入しており、工事中の事故災害による損害や施工が原因の引渡し後の損害を補償できる体制をとっています。

会社概要

会　社　名	エニーハウス株式会社
代　表　者	岡本　工
本　　社	〒242-0005　神奈川県大和市西鶴間 1-6-12 Tel　046-271-2202　Fax　046-271-2204 E-mail　info@anyhouse.co.jp
ホームページ	http://www.anyhousu.co.jp/
創　　業	平成元年３月
資　本　金	１０００万円
年間防音工事実績	約２５０件（戸建・アパート・マンションも含む）
従　業　員	５０名（パート・アルバイトも含む）
業務内容	厚木基地防音工事・耐震診断と改修・新築 マンション改修とリフォーム 介護保険住宅改修・省エネその他リフォーム
主な取引先	ＬＩＸＩＬ・パナソニック・三菱電機・三協アルミサッシ ＹＫＫ・ホーワ工業・日軽ほか

建　設　業　の　許　可　書			
商号または名称	エニーハウス株式会社		
代表者の名前	代表取締役　岡本　工		
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
一般建設業	建築工事業	神奈川県知事許可 (般-11)第 63272 号	平成 11 年９月 17 日
一級建築士 一級施工管理士	小西　馨	番号 BO16350278	平成 14 年３月 11 日
この店舗で営業 している建設業	建　築　工　事　業		

建　設　業　の　許　可　書			
商号または名称	エニーハウス株式会社		
代表者の名前	代表取締役　岡本　工		
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
一般建設業	内装仕上工事業	神奈川県知事許可 (般-20)第 63272 号	平成 20 年８月 25 日
この店舗で営業 している建設業	内　装　仕　上　工　事　業		

厚木基地住宅防音工事

・住宅防音工事とは？

自衛隊や在日米軍の飛行場の運用に伴う航空機による騒音の障害を防止又は軽減するために、お住まいの住宅に対し国から防音工事の助成金を支給する制度です。

住宅防音工事の費用は原則１００％国の負担です。お客様の費用は一切かかりません。

限度額が設けられていますので、それを超えた金額は自己負担になります。
また、ご本人の都合で材料等をグレードアップする場合の費用も自己負担となります。

・厚木飛行場周辺の対象となる住宅

厚木飛行場周辺における住宅防音工事について、平成２６年６月 16 日から『住宅防音工事希望届』の受付対象となる住宅の建築年月日が以下のとおり緩和されました。

〇拡大区域

年次区分等		区域	受付対象住宅
緩和前	平成 26 年６月 15 日まで	75W～80W	平成３年９月 10 日までに建築された住宅（高齢者などがお住いの場合は平成８年９月 10 日まで）
		80W～85W	平成８年９月 10 日までに建築された住宅
緩和後	平成 26 年６月 16 日以降	75W～80W	平成 13 年９月 10 日までに建築された住宅（高齢者などがお住いの場合は平成 18 年１月 17 日まで）
		80W～85W	平成 18 年１月 17 日までに建築された住宅

〇告示後住宅防音工事の受付対象建築年月日

年次区分等		区域	受付対象住宅
緩和前	平成 26 年６月 15 日まで	85W 以上	平成 13 年９月 10 日までに建築された住宅
緩和後	平成 26 年６月 16 日以降	85W 以上	平成 18 年１月 17 日までに建築された住宅

＊防音工事の対象住宅であるか否かは、建築年月日などを登記簿などの公的書類でご確認ください。

厚木飛行場における第一種区域イメージ図

平成１８年１月１７日までに建築された住宅が対象です。（赤色か所）

（**平成２６年６月１６日以降**、赤色か所のうち、青色の線の内側（厚木飛行場に近いか所）の住宅又は高齢者、乳幼児等の方がお住まいの住宅は**平成１８年１月１７日まで**に建築された住宅、それ以外は**平成１３年９月１０日まで**に建築された住宅を対象に希望届の受付を行います。）

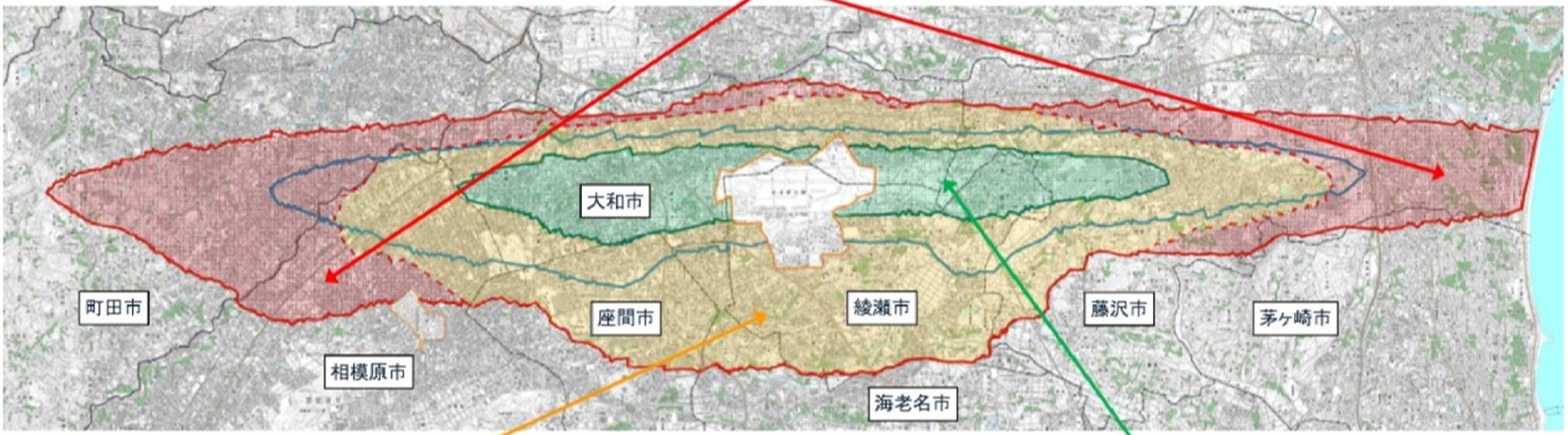

昭和６１年９月１０日までに建築された住宅が対象です。（黄色か所）

平成１８年１月１７日までに建築された住宅が対象です。（緑色か所）

（**平成２６年６月１６日以降**、緑色か所においては、**平成１８年１月１７日まで**に建築された住宅を対象に希望届の受付を行います。）

住宅防音工事の内容

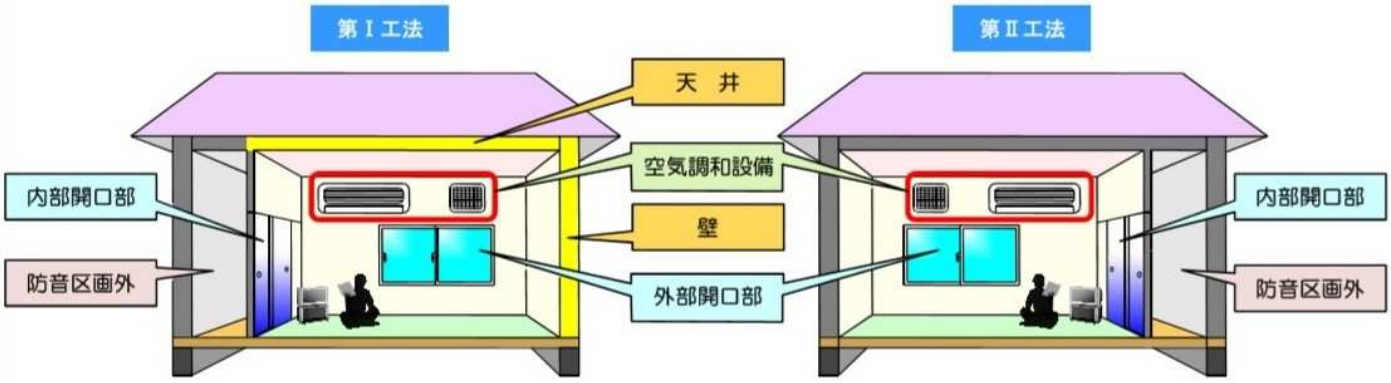

・木造系住宅の場合

◆防衛省の定めた防音工事標準仕方書により防音工事を行います◆
＊住宅防音工事標準仕方書は防衛省のホームページでご確認いただけます。
http://www.mod.go.jp/i/approach/chouwa/sesaku/shikatasyo.html

区　分		第Ⅰ工法	第Ⅱ工法
施工対象区域		８０WECPNL以上の第一種区域	７５WECPNL以上８０WECPNL未満の第一種区域
計画防音量		２５ｄＢ以上	２０ｄＢ以上
工事内容	屋根	在来のまま	在来のまま
	天井	在来天井を撤去し、防音天井に改造	原則として在来のまま。ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間等が在る場合は有効な遮音工事を実施
	壁	在来壁を撤去し防音壁に改造	
	外部開口部	防音サッシ（第Ⅰ工法用）の取付	防音サッシ（第Ⅱ工法用）の取付
	内部開口部	防音建具（襖、ガラス戸等）の取付	
	床	原則として在来のまま	
	空気調和設備	換気扇及び冷暖房機等の設置 （換気扇は、防音工事を行う隣り合う２居室が引き戸で区切られている場合は２室で１台） （冷暖房機は、第Ⅰ工法の場合最大４台まで、第Ⅱ工法の場合最大２台まで）	
	その他	防音工事に伴う必要な工事	

『WECPNL』

■WECPNL とは「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（過重等価継続感覚騒音レベル）の略です。W と略して使用します。

■音響の強度（dB(A)デシベル）、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量（総暴露量）を１日の平均として総合的に評価するもので、ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音の「うるさい」を表す単位です。

■この評価方法は、「航空機騒音に係わる環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）において、定められています。

・主な工事例

サッシの交換	空調機器の取付	壁紙などの張替え	玄関ドアの交換
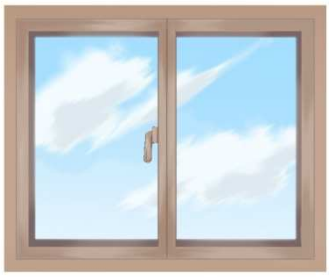		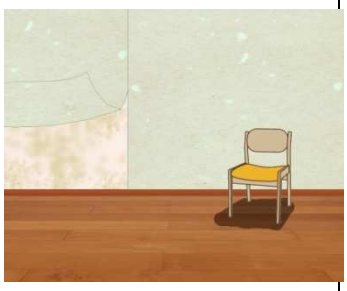	
防音サッシに交換します （外部開口部の場合）	エアコン・換気扇・レンジフードなどを取付いたします （空気調和設備の場合）	室内全体のリフォームでより快適に （壁の場合）	防音ドアに交換します （外郭工事の場合）

＜ダイニングキッチン工事例＞

施工前

施工後

・壁表面をすべて撤去、・胴縁と吸音材、補強材の取付
・石膏ボードの取付、キッチン部分は防水
・クロスの下処理、キッチンパネル取付、レンジフード交換

＜サッシ工事例＞

施工前

施工後

・サッシ枠壁すべて撤去
・防音サッシ、窓下の水切り、戸袋取付
・ワイヤーラストフェルトを付けてモルタル塗装

住宅防音工事の区分

１：新規防音工事
・初めて行う住宅防音工事です。原則として、世帯人員にかかわらず２居室以内の居室を対象として行います。

２：追加防音工事
・新規防音工事を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。世帯人員に応じ５居室を限度とします。

・下表に掲げる居室数からすでに住宅防音工事を実施した居室数を減じた居室以内の居室を対象として行います。

世帯人員	１人	２人	３人	４人以上
居室数	２居室	３居室	４居室	５居室

３：一挙防音工事
・新規防音工事と追加防音工事を同時に行う住宅防音工事です。

４：防音区画改善工事
・バリアフリー対応住宅等を対象として行う住宅防音工事です。
世帯人員が４人以下の場合は５居室の範囲内で行い、世帯人員が５人以上の場合は世帯人員に１を加えた居室数の範囲内で行います。

・ただし、防音工事実施済住宅にあたっては、前述した居室範囲内からすでに住宅防音工事を実施した居室数を引いた居室数を対象としています。

５：外郭防音工事
・住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。

６：空気調和機器機能復旧工事
・住宅防音工事により設置した空気調和機器（換気設備・暖房機・冷暖房機及び冷房機）の機能を普及する工事です。設置後１０年以上経過し、現在故障しているものを対象とします。
補助率は９０％です。（自己負担は１０％となります）

７：防音建具機能復旧工事
・住宅防音工事により設置した防音建具の機能を普及する工事です。設置後１０年以上経過し、現在不具合が生じているものを対象としています。
補助率は１００％です。

＊機能復旧工事については、国の予算状況等から希望届の受付に一定の制限を設けています。詳しくはお問い合わせください。

住宅防音工事の流れ

お申込みから完了までエニーハウスにすべてお任せください！
書類作成から手続き一切を当社が責任を持って行います。

防衛局に希望届を提出
防衛局申込書を配布

▼

防衛局に申込書を提出
申込書と必要書類を添付して申込み（住民票・印鑑証明・家屋証明）

▼

防衛局の現地調査
部屋の調査と居住状況など確認。設計事務所の寸法取りと工事説明など。

▼

防衛局の交付決定
設計・図面、お見積もり作成し補助金交付決定通知。

▼

当社とご契約後工事着工
決定された工期内にお客様の予定に添ったスケジュールで施工

▼

完成調査と完了確認
設計事務所の検査、確認。

▼

完了確認後補助金のお支払
請求書を防衛局に提出し、補助金お支払いとなります。

アパート、マンションのオーナーの方は、入居者との連絡や手続きなど
当社が代行いたしますのでご安心ください。

住宅防音のご用命は信頼と実績のエニーハウスへ

住宅防音工事の費用は１００％国の負担です！
お客様の費用は一切かかりません！！

手続き代行

面倒な申込書類の作成を代行いたします。もちろん無料です。

直営システム

設計から施工まですべてお任せください。

信頼施工

経験豊富な技術スタッフが責任を持って施工いたします。

家具の移動をお手伝い

面倒な家具の移動も当社スタッフがお手伝い致します。

お留守でも安心

お留守の時の盗難や人災等の事故に関して全責任を負います。（過去に事故はありません）

アフターサービス

お電話ください。
お伺いいたします。

ご不明な点がございましたらお気軽にお電話ください。

当社は地域に密着し、防音のほかリフォーム・耐震・省エネ・介護保険住宅改修など快適な住まいづくりを皆様にご提案いたします。